

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（R2.5.22 第 555 号より）

●飲酒運転の防止の徹底について

「事業用自動車総合安全プラン 2020」では、事業用自動車の飲酒運転ゼロを目標に掲げています。

しかし、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は 57 件で、「事業用自動車総合安全プラン 2020」を策定した 2016 年以降で最多となりました。

また、本年は重大事故が、昨年同時期を上回る 13 件発生しています。特に、5 月は 4 件の事故が発生しました。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底してください。

- (1) 飲酒による身体への影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させる
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、点呼ではアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行う
- (3) 運転者の飲酒状況を把握し、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼でも確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどの対応をとる